特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

委員会規程

（目的）

第１条　委員会規程（以下「本規程」という。）は、特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟（以下「本連盟」という。）の活動を円滑に進めるために設置する各委員会の運営に関する基本事項を定めるものである。

２　本規程の各条項と第２条に定める各委員会の規程が相互に矛盾抵触し、又はその解釈に疑義が生じた場合には、当該各委員会の規程を優先して適用するものとする。

（委員会の種類）

第２条　本連盟は、次の委員会を置く。

（１）　技術委員会
（２）　強化委員会
（３）　医学委員会
（４）　広報協賛委員会
（５）　普及振興委員会
（６）　大会実行委員会　（事業委員会より名称変更）
（７）　アスリート委員会
（８）　女性スポーツ委員会（女性委員会より名称変更）
（９）　コンプライアンス委員会
（１０）　財務基盤委員会（新設）
（１１）　役員候補者選考委員会

（所掌事項）

第３条　各委員会は次の通り所掌事項を分掌する。

（１）　技術委員会
記録の管理、ルール関連その他本連盟の目的達成に必要な事項

（２）　強化委員会
日本代表選手及び日本代表選手団役員の選考基準の検討､強化事業･合宿の企画、運営、強化事業に関する情報収集、必要各種選出に関わること、その他本連盟の目的達成に必要な事項

（３）　医学委員会
健康管理、クラス分け、アンチドーピングに関連する事項

（４）　広報協賛委員会
広報、協賛に関連する事項

（５）　普及振興委員会
地方組織の充実拡大の統括、普及活動その他本連盟の目的達成に必要な事項

（６）　大会実行委員会
各種競技会の実行の統括に関連する事項

（７）　アスリート委員会
アスリートの意見の取りまとめ、ＪＰＣアスリート委員会との連携、各種情報伝達に関連する事項

（８）　女性スポーツ委員会
女性アスリート及び女性スポーツにかかわる指導者等の教育啓発活動､国際競技力向上の為の研究調査、女性アスリートに役立つ情報の収集、ＪＰＣ女性スポー

ツ委員会との連携
（９）　コンプライアンス委員会
連盟ガバナンスの整備、連盟の選手役員等が法令を遵守するため、教育研修を計画的に行う。
（１０）　財務基盤委員会
財務状況の把握、予算・決算及び資金管理、財務基盤の強化その他財務に関連する事項
（11）役員候補者選考委員会
役員候補者の選考

（委員会構成）
第４条　各委員会には、次の委員（以下（１）から（３）を合わせて「委員長等」という。）を置く。
（１）　委員長　１名
（２）　副委員長　１名以下
（３）　委員　必要に応じて数名

（委員の選解任）
第５条　委員長は本連盟の理事及び正会員の中から選出され、理事会の決議により選任及び解任される。
２　副委員長、委員は、本連盟の理事及び正会員、競技経験者並びに学識経験者から選出され、理事会の決議により選任及び解任される。

（委員の任期）
第６条　委員長等の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　委員長等が任期途中で交代した場合、又は委員を任期途中で追加選任する場合、交代後又は選任後の委員長等の任期は、前任者又は現任者の任期の満了までとする。
３　本連盟の理事が委員長等を兼任している場合において、当該理事が辞任したとき又は解任されたときは、前二項の規定にかかわらず、当該委員長等は、当該理事の辞任届が受理された日を以って辞任したものとし、又は当該理事の解任の日を以って解任されたものとする。

（委員会の招集）
第７条　委員長は、必要に応じて、委員を招集して、各委員会を開催する。

（委員長・副委員長の職務）
第８条　委員長は各委員会を代表し、会務を掌理し、会議の議長となる。
２　副委員長は委員長を補佐し、委員長に職務を遂行することが困難な事情があるときにはその職務を代理する。なお、この場合において、委員会に副委員長がいないときには、あらかじめ各委員会で定めた順序により、他の委員がその職務を代理する。

（決議及び理事会への報告）
第９条　各委員会の決議の定足数は、委員の過半数とする。
２　各委員会の決議は、出席（Ｗｅｂ会議、テレビ会議、電話会議その他の出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる方法による出席を含む。）した委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
３　各委員会の決議事項は理事会に報告し、理事会の承認を得るとともに、理事会の指示に従わなければならない。

（委員長補佐）
第１０条 各委員会は必要に応じて委員長補佐を設けることができる。
２　委員長補佐は、委員会の取り扱う各種事務を補佐する。

（委員会の独自性と制約）
第１１条 本規程に定めるもののほか、各委員会の運営上必要な事項は、各委員会において別に定めることができる。ただし、その内容につき、理事会の決議による承認を得なければならない。
２　各委員会の委員長等及び各委員会に帰属して活動に協力する者は、その職務上知り得た個人情報その他の情報及び理事会で機密事項として指定された情報を、理事会の承諾なしに、本連盟の役員・職員以外の第三者に対して提供又は開示してはならない。ただし、情報の開示について他の規程において別段の定めがある場合は、この限りでない。
３　前項の規定に違反した場合、各規程に基づいて処分を行うものとする。

（新規委員会の設置、解散等）
第１２条 新たに委員会を設置する場合は、理事会の決議を要する。
２　委員会の名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。
３　委員会を解散又は併合する場合は、当該委員会において審議した上で、理事会の承認を得なければならない。

（改廃）
第１３条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則
１　本規程は平成２６年１０月１８日から施行する。
２　令和２年１１月１４日に改訂し、同日より施行する。
３　令和３年６月 27 日に改訂し、同日より施行する。
４　令和８年９月７日に改訂し、同日より施行する。